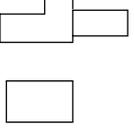
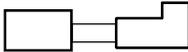


建物等

大分類	分	分類コード		名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考										
		レイヤ	項目		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値														
建物等	建	物	等	30	01	普通建物				外形 外周を取得（始終点座標一致）	31	面	E1	3	3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物をいう。		ポーチ・ひさし・外付階段は破線（実線1.0mm、白部0.5mm）とする。												
										中庭線 外周を取得（始終点座標一致）																			
										棟割線	32	線	E2																
										階層線																			
										外付階段（縁部）	34	面	E1																
										外付階段（階段線） 階段間隔 10 mm																			
										ポーチ・ひさし	35	面	E1																
										建物等	建	物	等					30	01	普通建物			外形 外周を取得（始終点座標一致）	31	面	E1	3	1. 普通建物とは、3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物をいう。 2. 市街地等において建物が密集し個々に建物を表示しがたい場合は、その景況を損なわない範囲内で総描することができる。 3. 総描して表示する建物のうち、個々の建物が判別できるものは、その境を2号線の棟割線で区画し、現況の表現につとめるものとする。 4. 一つの建物が普通建物と堅ろう建物の部分からなる場合は、外周を普通建物で囲い、堅ろう建物の部分を、階層線として6号線で表示する。	
																							中庭線 外周を取得（始終点座標一致）						
																							棟割線	32	線	E2			
																							階層線						
外付階段（縁部）	34	面	E1																										
外付階段（階段線） 階段間隔 10 mm																													
ポーチ・ひさし	35	面	E1																										

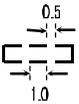
建物等

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考						
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値										
建物等	30	02	堅ろう建物	一般道路 河川					外形 外周を取得（始終点座標一致）	31	面	E1													
																									
									中庭線 外周を取得（始終点座標一致）	32	線	E2													
									棟割線												33	線	E2		
									階層線	34	面	E1													
									外付階段（縁部）												99	線	E2		
									外付階段（階段線） 階段間隔 10 mm	35	面	E1													
				ポーチ・ひさし	31	面	E1																		
				外形 外周を取得（始終点座標一致）						32	線	E2													
				中庭線 外周を取得（始終点座標一致）	33	線	E2																		
				棟割線																					
				階層線																					

建物等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考									
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値													
																		レイヤ	項目							
建物等	30 03	普通無壁舎	一般 道路 河川				外形 外周を取得（始終点座標一致）	31	面	E1																
							中庭線 外周を取得（始終点座標一致）																			
							棟割線	32	線	E2																
							階層線																			
							外付階段（縁部）	34	面	E1																
							外付階段（階段線） 階段間隔 10 mm																			
							ポーチ・ひさし	35																		
			一般				外形 外周を取得（始終点座標一致）	31	面	E1																
							中庭線 外周を取得（始終点座標一致）																			
							棟割線	32	線	E2																
							階層線																			

建物等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
建物等	30 04	堅ろう無壁舎	一般 道路 河川				外形 外周を取得（始終点座標一致）	31	面	E1			6	鉄筋コンクリート等で建築された側壁のない建物及び建物類似の建築物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。	ポーチ・ひさし・外付階段は破線（実線1.0mm、白部0.5mm）とする。		
							中庭線 外周を取得（始終点座標一致）										
							棟割線	32	線	E2							
							階層線										
							外付階段（縁部）	34	面	E1							
							外付階段（階段線） 階段間隔 10 mm				99	線	E2				
							ポーチ・ひさし	35	面	E1							
	外形 外周を取得（始終点座標一致）	31	面	E1	6												
	中庭線 外周を取得（始終点座標一致）																
	棟割線					32	線	E2									
	階層線								33								

建物等

大分類	分	コード	分類	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
34	建物に付属する構造物	01	門	一般 道路 河川					門柱の外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1			3	石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、特に構造の大きなものをいう。冠木門を含む。				
								種小 	方向	E6	有								
				一般					門柱の外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1			2	門は、石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、図上0.5mm以上の大きさのものを正射影で表示する。				
								種小 	方向	E6	有								
02	屋門	一般 道路 河川					建物の中の道路緑線を取得 	線	E2			3	建物の一部が道路に供されているものをいう。 屋門は、神社・仏閣等における規模の大きなものについて、普通建物(図式分類コード30-01)の記号の内部に、通路に相当する部分の真幅を破線で表示する。						
		一般																	
03	たたき	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致） 内部りん形点は自動発生して表示する	面	E1			3	ガソリンスタンド等、広範囲をコンクリート等で覆われたものをいう。						
04	プール	一般 道路 河川					水部との境を取得（始終点座標一致） 	面	E1			3	人工の遊泳施設をいう。ただし、屋内のものは除く。						
							説明注記 図郭に対して平行垂直入力 	注記	E7										

建物等

大分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	03	官公署	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	外国公館及び大規模な官公署については、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合又は小規模な官公署で特に記号がないものは、官公署の記号で表示する。				
			一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 										
					一般			記号の表示位置の点情報を取得 										
	04	裁判所	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	裁判所（同支部を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。				
			一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 										
					一般			記号の表示位置の点情報を取得 										
	05	検察庁	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	検察庁（同支部を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。				
			一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 										
					一般			記号の表示位置の点情報を取得 										

建物等

大分類	分	分類コード		名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
		レイヤ	項目		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
					一般														
建物記号等	35	07	税務署	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	税務署（国税局を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。				
				河川	一般道路														
						一般													
		08	税関	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	税関をいう。				
				河川	一般道路														
		09	郵便局	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	郵便局は、普通郵便局及び特定郵便局については注記で表示するのを原則とする。ただし、建物の一部にあるもの及び簡易郵便局は記号で表示する。				
				河川	一般道路														
						一般													
		10	森林管理署	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	森林管理署（森林管理局、森林事務所を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。				
				河川	一般道路														
						一般													

建物等

大分類	分 類	分類コード		名 称	地図情報レベル				図 式	デ ー タ タ イ プ					線 号	備 考	
		レイヤ	項目		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向			属性数値
建 物 記 号 等	35			測 候 所	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	測候所をいう。地方気象台等は注記とする。
				一般 道路 河川													
				地方整備局事務所	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	国の機関（公団を含む）における地方整備局事務所等をいう。
				一般 道路 河川													
				出張所	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	国の機関（公団を含む）における工事事務所等の出張所をいう。
				一般 道路 河川													
				警 察 署	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	警察署をいう。
				一般 道路 河川													
				交 番	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	交番とは、警察法による交番その他の派出所及び駐在所をいう。記号を原則とする。
					一般 道路 河川												
						一般											

建物等

大分類	分	コ	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	35	16	消防署	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	1. 消防署及びその出張所等消防器具を装備し消防署員が常時駐在する施設は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。 2. 消防分団等で施設が大きいものは記号で表示する。				
				河川					記号の表示位置の点情報を取得										
					一般道路				記号の表示位置の点情報を取得										
						一般			記号の表示位置の点情報を取得										
	35	17	職業安定所（ハローワーク）	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	職業安定所（ハローワーク）は、注記で表示するのを原則とする。ただし、同出張所及び市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。				
				河川					記号の表示位置の点情報を取得										
					一般道路				記号の表示位置の点情報を取得										
						一般			記号の表示位置の点情報を取得										
35	18	土木事務所	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	地方公共団体における土木事務所、工営所等をいう。					
			河川					記号の表示位置の点情報を取得											
				一般道路				記号の表示位置の点情報を取得											
					一般			記号の表示位置の点情報を取得											
35	19	役場支所及び出張所	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	市・特別区・町・村及び指定都市の区の役場、支所及び出張所をいう。 市・特別区・町・村・指定都市の区の役場支所及び出張所は記号で表示する。					
			河川					記号の表示位置の点情報を取得											
				一般道路				記号の表示位置の点情報を取得											
					一般			記号の表示位置の点情報を取得											

建物等

大分類	分類コード	分類レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	35		21	神社	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4				
					河川						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5					
						一般道路													
						河川													
							一般												
建物記号等	35		22	寺院	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4	神社・寺院・キリスト教会およびその他神道教会（教団等に類する教会で規模の大きなものを含む。）は、注記で表示するのを原則とする。ただし、小規模なものは記号で表示する。			
					河川						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5					
						一般道路													
						河川													
							一般												
建物記号等	35		23	キリスト教会	一般道路					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4				
					河川						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5					
						一般道路													
						河川													
							一般												

建物等

大分類	分	分類コード		名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
		レイヤ	項目		500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	24		学校	一般道路河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	学校は、学校教育法による学校（幼稚園、各種学校は除く）について注記で表示するのを原則とする。ただし、狭小で注記を表示することが困難な場合又は市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。			
					一般道路河川													挿入位置	
						一般													
	35	25		幼稚園・保育園	一般道路河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	幼稚園・保育園は、注記で表示するのを原則とする。ただし、神社、寺院、教会等に併設されたものは記号で表示することができる。		
						一般道路河川													挿入位置
							一般												
26			公会堂・公民館	一般道路河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	公会堂・公民館は、規模の大きなものは注記で表示するのを原則とする。ただし、規模の小さいもの又は市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。			
					一般道路河川													挿入位置	
						一般													

建物等

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	35	27	博物館	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	一般の利用に供されている博物館をいう。			
					一般道路 河川														
					一般道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	一般の利用に供されている図書館をいう。			
					一般道路 河川														
			29	美術館	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	一般の利用に供されている美術館をいう。		
					一般道路 河川														
			30	老人ホーム	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	1. 老人ホームは老人福祉法の老人福祉のうち養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽老人ホームをいう。 2. 規模の大きな老人ホームは、注記で表示することを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。		
					一般道路 河川														
						一般													

建物等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	31	保健所	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	保健所は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。			
				一般道路 河川													
					一般												
建物記号等	32	病院	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	1. 病院とは、医療法に基づく病院、規模の大きな療養所及び規模の大きい診療所をいう。 2. 医療法に基づく病院及び規模の大きな療養所は、注記で表示することを原則とする。 3. 前項において市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合及び規模の大きい診療所は記号で表示する。			
				一般道路 河川													
					一般												
建物記号等	34	銀行	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	銀行は、銀行（支店を含む）及び信用金庫に適用し、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは注記で表示することができる。			
				一般道路 河川													
					一般												

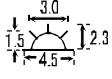
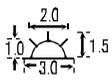
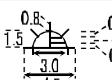
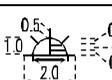
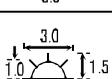
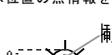
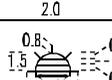
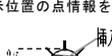
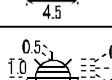
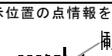
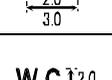
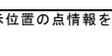
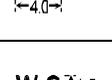
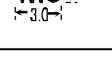
建物等

大分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	36	協同組合	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	協同組合（農業協同組合、漁業協同組合、林業協同組合及び酪農協同組合）をいう。				
				一般道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得									挿入位置	
					一般			記号の表示位置の点情報を取得									挿入位置	
	39	デパート	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	デパート（スーパーマーケットを含む）をいう。				
				一般道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得									挿入位置	
	45	倉庫	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	倉庫は、専用に使用されているものについて記号で表示するのを原則とする。				
			一般道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得	挿入位置										
35	46	火薬庫	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	火薬庫は、専用に使用されているものについて記号で表示するのを原則とする。				
				一般道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得									挿入位置	
					一般			記号の表示位置の点情報を取得										

建物等

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	35		48	工場	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4	工場をいう。			
						一般 道路 河川													挿入位置
							一般												
建物記号等	35		49	発電所	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4	発電所をいう。			
						一般 道路 河川													挿入位置
							一般												
建物記号等	35		50	変電所	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4	図上の送電線に接続しない小規模なものは、記号で表示する。 変電所の鉄骨部分は、その外周を送電線の記号で囲んで表示する。			
						一般 道路 河川													挿入位置
							一般												
建物記号等	35		52	浄水場	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4	浄水場をいう。			
						一般 道路 河川													挿入位置
							一般												

建物等

大分類	分類コード	分類レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	35	53	揚水機場	河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	揚水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。				
					河川				記号の表示位置の点情報を取得 										
				一般道路	河川				記号の表示位置の点情報を取得 										
					一般道路	河川											記号の表示位置の点情報を取得 		
		56	揚・排水機場	一般道路	河川				記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	揚・排水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。				
					一般道路	河川											記号の表示位置の点情報を取得 		
							一般										記号の表示位置の点情報を取得 		
				河川					記号の表示位置の点情報を取得 										
		57	排水機場	河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	排水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。				
					河川												記号の表示位置の点情報を取得 		
		59	公衆便所	一般道路	河川			W.C 2.0 4.0	記号の表示位置の点情報を取得 W.C 挿入位置	点	E5			4	公共のために供することを目的に作られたものをいう。				
					一般道路	河川											W.C 1.5 3.0		

建物等

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考		
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値	
			60	ガソリンスタンド		一般 道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得							4	ガソリンスタンド（ガススタンド等を含む）をいう。		
						一般					点	E5						ガソリンスタンド（ガススタンド等を含む）は、原則としてすべて記号で表示する。		